特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-宿泊分野の基準について- 新旧対照表

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ(改正後)	改正箇所	閣議決定前	閣議決定後			
1	P.3	第1 特定技能外国	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用			
		人が従事する業務	に関する重要事項	に関する重要事項			
		【関係規定】	1. 1号特定技能外国人が従事する業務	1. 1号特定技能外国人が従事する業務			
		分野別運用要領(抜	宿泊分野において受け入れる1号特定技能外国	宿泊分野において受け入れる1号特定技能外国			
		粋)	人が従事する業務は、	人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める			
				試験区分及び運用方針5(1)に定める業務に従			
			上記第1の試験合格	い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能			
			により確認され	実習2号移行対象職種・作業修了により確認され			
			た技能を要する宿泊施設におけるフロント、企	た技能を要する宿泊施設におけるフロント、企			
			画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊	画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊			
			サービスの提供に係る業務をいう。	サービスの提供に係る業務をいう。			
			あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従	あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従			
			事することとなる関連業務(例:館内販売、館内	事することとなる関連業務(例:館内販売、館内			
			備品の点検・交換等)に付随的に従事することは	備品の点検・交換等)に付随的に従事することは			
			差し支えない。	差し支えない。			
2	P.5	第2 特定技能外国	3 特定産業分野において求められる人材の基準に	3 特定産業分野において求められる人材の基準に			
		人が有すべき技能水	関する事項	関する事項			
		準	宿泊分野において特定技能1号の在留資格で受	宿泊分野において特定技能1号の在留資格で受			
		【関係規定】	け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した	け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した			
		分野別運用方針(抜	者と	者又は宿泊分野の第2号技能実習を修了した者と			
		粋)	する。	する。			

	<u> </u>	<u> </u>	/ / >	(
			(1)技能水準(試験区分)	(1)技能水準(試験区分)
			「宿泊業技能測定試験」	「宿泊業技能測定試験」
			(2)日本語能力水準	(2)日本語能力水準
			「国際交流基金日本語基礎テスト」又は	ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は
			「日本語能力試験 (N4以上)」	「日本語能力試験(N4以上)」
				イ そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2
				相当以上の水準と認められるもの
3	P.5-P.6	第2 特定技能外国	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用
		人が有すべき技能水	に関する重要事項	に関する重要事項
		準	2 第2号技能実習を良好に修了した者の	2 第2号技能実習を良好に修了した者の技能及び
		【関係規定】	 日本語能力の評価	日本語能力の評価
		分野別運用要領(抜	(新設)	(1)「宿泊職種、接客・衛生管理作業」の第2号
		粋)		技能実習を良好に修了した者については、当該
				技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国
				人が従事する業務において要する技能と、フロ
				ント、接客、レストランサービス業務を実施す
				ることができるという点で、技能の根幹となる
				部分に関連性が認められることから、宿泊業の
				業務で必要とされる一定の専門性・技能を有
				し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は
				経験を有するものと評価し、上記第1の1の試
				験を免除する。
			 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能	(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能
			<u> </u>	実習を良好に修了した者については、技能実習生
			として良好に多りとた名にういては、投舵大台王として良好に3年程度日本で生活したことによ	として良好に3年程度日本で生活したことによ
			として良好に3年程度日本で生冶したことによ り、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない	り、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない
			程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記	程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記
			第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。	第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

4	P.6	第2 特定技能外国 人が有すべき技能水 準 ○2つ目	(新設)	○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能 実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。
5	P.6	○3つ目	○ 修了した技能実習2号の職種·作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。	○ 本要領別表に記載された職種・作業以外の 技能実習2号を良好に修了した者については、 国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試 験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。
6	P.6-P.7	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【確認対象の書類】	< 試験合格者の場合> ○ 宿泊業技能測定試験の合格証明書の写し ○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか ・ 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し ・ 日本語能力試験(N4以上)の合格証明書の写し ・ ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の 種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修 了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト 及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試 験も免除されます。	 <試験合格者の場合> ○ 宿泊業技能測定試験の合格証明書の写し ○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し・日本語能力試験(N4以上)の合格証明書の写し*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。 <本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合> ○ 技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格している場合・宿泊技能実習評価試験(専門級)の合格証明書の写し ○ 技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合

				・技能実習生に関する評価調書(参考様式第1-2 号) *詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用 要領」の「第4章第1節(3)技能水準に関す
7	P.7	第2 特定技能外国 人が有すべき技能水 準 【留意事項】	(新設)	るもの」を御参照ください。 ○ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験 の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2 号を良好に修了したことを証するものとして、宿 泊技能実習評価試験(専門級)の合格証明書の写し
		【笛息 争 垻】		□ お技能美智評価試験 (専門板) の合格証明書の与しの提出が必要です。 ○ 宿泊技能実習評価試験 (専門級) に合格していない場合 (技能実習法施行前の旧制度の技能実習生も含む。)には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。
8	P.9	第3 特定技能雇用 契約の適正な履行 の確保に係る基準 ○6つ目	○ また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。	○ また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
9	P.9	第3 特定技能雇用 契約の適正な履行 の確保に係る基準 ○8つ目	○ なお、宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に関する問合せ先は、次のとおりです。 国土交通省観光庁観光人材政策担当参事官室 電話 03-5253-8367	○ なお、宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れ に関する協議会に関する問合せ先は、次のとおり です。 国土交通省観光庁観光産業課 電話 03-5253-8330

別表(宿泊業)						別表(宿泊業)	別表	10
特定技能2号			特定技能1号		共通(特定技能1号・2号)			
技能水準及び評価方法等	なる技能実習2号	試験免験等とな	日本語能力水準及び評価方法等	技能水準及び評価方法等	特定技能外国人が従事する業務区分			
技能水準度が計画方法等	作業	職種	日本語能力水準及び計画方法等	技能水準及び評価方法等	特定技能外插人办证券する果然区分			
			国際交流基金日本語基礎テスト		【特定技能1号】 変別施設におけるプロント、全面・広報、接			
			日本語能力試験(N4以上)	信治無效能得及抵験	書及びルストランサービス等の宿泊サービ スの提供に係る業務			
t(N4以上)のいずれの試験も	とび日本語能力試験	2日本語基礎テスト)	12号を良好に修了した者は、国際交流基金	業の種類にかかわらず、技能実置	(注)修了した技能実習2号の職種・作免験されます。			
((N45)上)のいずれ			日本搭載力試験(N4以上)	福治業技能測定試験	(特定技能1号) 商品製造工がすっていた。必需、店舗、店 市の開発における。 の開始におる場合 (注)様子とた技能実習2号の職種・作 気能されます。			

共通(特定技能1号-2号)		特定技能2号			
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等品	なる技能実習2号	技能水準及び評価方法等
特定技能外国人が従事する業務区分			職種	作業	
(特定技能1号) 南泊施設におけるフロナ、全面・広報、接 客及びレストランサービス等の撤泊サービ スの提供に係る業務	宿泊集技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	宿泊	技术·衛生管理	

(注) 棒丁した技能実著2号の雕像・作業の機関にかかわらず、技能実著2号を良好に棒丁した者は、国際交流基金日本搭基機テスト及び日本搭批が試験(N4以上)のいずれの試験も 免験されます。